

令和5年2月22日

香芝・王寺環境施設組合議会

第3回(臨時会)8日目

会 議 録

香芝・王寺環境施設組合

令和4年第3回香芝・王寺環境施設組合議会臨時会会議録

- 1 開催年月日 令和5年2月22日
- 2 開催場所 香芝市役所5階議会委員会室
- 3 出席議員 4名
 - 5番 川 田 裕
 - 6番 河 杉 博 之
 - 7番 下 村 佳 史
 - 8番 中 谷 一 輝
- 4 欠席議員 4名
- 5 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

管理者 福 岡 憲 宏

事務局長 井 上 隆
- 6 会議録の記録書記は次のとおりである。

事務局次長 平 野 厚

事務局係長 増 田 勝 久

事務局主幹 吉 田 卓 朗
- 7 会議の事件は、次のとおりである。
 - 1 発議第5号 香芝・王寺環境施設組合議会会議規則の一部を改正することについて
 - 2 議第9号 香芝・王寺環境施設組合個人情報保護に関する法律施行条例を制定することについて

- 3 議第10号 香芝・王寺環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例を制定することについて
 - 4 議第11号 職員の定年等に関する条例等を改正することについて
 - 5 議第12号 一般廃棄物処理施設整備・運営事業に係る変更契約の締結について
 - 6 議第13号 令和4年度香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予算（第4号）について
 - 7 議第14号 令和5年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算について
- 8 議長は、会議録署名議員に次の者を指名した。
- 7番 下村佳史
- 8番 中谷一輝
- 9 開会 午前10時00分

(副議長 河杉博之) 改めまして、おはようございます。本日議長が欠けておりますので、地方自治法第106条第1項の規定によりまして、副議長であります私が議長の職務を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。開会前ではございますけれども、事務局からの発言を求められておりますので、これを許可いたします。

(事務局長 井上隆) はい。

(副議長 河杉博之) 井上局長。

(事務局長 井上隆) おはようございます。お時間いただきましてありがとうございます。去る1月17日付で、王寺町より本組合を相手取って、地元対策に係る経費の負担について王寺町に支払い債務は存在しないとの訴状を奈良地方裁判所に提出されました。議員各位にはまず本件のご報告をいたしますとともに、今後は法律に則って手続を進め、組合としての主張を行って参りますので、どうぞよろしく願いいたします。

(副議長 河杉博之) それでは、第3回臨時会を再開いたします。議員並びに理事者、傍聴にお越しの皆様方をお願いを申し上げます。携帯電話の電源はお切りになるかマナーモードにさせていただきますようよろしく願いを申し上げます。コロナウイルス感染症対策につきましては、各自対応のほどどうぞよろしく願いを申し上げます。

本日、松岡議員、幡野議員、中川議員の3名の議員及び平井副管理者より欠席届が提出されておりますので、以上ご報告とさせていただきます。それでは、管理者、挨拶をお願いいたします。

(管理者 福岡憲宏) 議長。

(副議長 河杉博之) 福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 本日、香芝・王寺環境施設組合議会第3回の臨時会の開催に当たりまして、議員各位の皆様方には何か

とご多忙の中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。さて、本日理事者側から上程いたしますのは、条例の制定及び改正、令和4年度補正予算、令和5年度予算等の合計6つの案件でございます。どうか慎重ご審議賜りまして、原案にて可決賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(副議長 河杉博之) ただいまの出席議員は4名でございます。

地方自治法第113条の規定によります定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。まず、本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりといたしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(副議長 河杉博之) 異議がないようでございますので、お手元の日程どおり本日の議事日程とすることに決めます。それでは、日程1、会議録署名議員の指名、署名議員でございますが、本日も本会議初日に引き続きまして、7番 下村佳史議員、8番 中谷一輝議員にどうぞよろしくお願いを申し上げます。それでは、日程に従いまして、継続審議となっております発議第5号、香芝・王寺環境施設組合議会会議規則の一

部を改正することについて、を議題といたします。これより
質疑に入ります。質疑のある方はご発言を願います。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) これも、臨時会にこれは付議をさせていただきました
案件でございますが、一向に王寺町から選出されている
組合議員がご出席なされないと、いわゆる議会を放棄され
てるという現状がございます。よって、継続審議をお願いを
申し上げたいと思います。

(副議長 河杉博之) ただいま川田議員より継続審議の動議が提
出されました。この動議に賛成の方、挙手を願います。

(賛成者挙手)

(副議長 河杉博之) ありがとうございます。動議は成立いたし
ました。それでは、ただいま川田議員よりありました継続審
議とすることについて何かご意見はございますでしょうか。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) 特にないようでございますので、それでは
動議に対しての採決を行います。川田議員からの提案されま
した動議について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

(副議長 河杉博之) ありがとうございます。賛成多数と認め、川田議員提案の動議を採決いたします。採決ということになりますので、発議第5号につきましては継続審議といたしますことを、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、日程第3、追加議案の議第9号、香芝・王寺環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することについて、を議題といたします。理事者より説明を願います。

(事務局長 井上隆) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) ただいま上程になりました議第9号、香芝・王寺環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することについて、提案理由をご説明申し上げます。議案書2ページをご覧ください。本案は、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで各地方公共団体が条例で定めていた個人情報保護制度について全国的な共通ルールが令和5年4月1日から適用されることになったことを受け、現行の香芝・王寺環境施設組合個人情報保護条例を廃止するとともに、法で委任された事項及び条例で定めることが認められた事項を規定する香芝・王寺環境施設組合

個人情報保護に関する法律施行条例を制定するものでございます。何とぞ慎重ご審議の上、原案可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(副議長 河杉博之) それでは、これより質疑に入ります。質疑のある方はご発言を願います。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) よろしく申し上げます。議第9号につきまして、これは今現在各地方公共団体における議会においても同じような条例が制定されてるということですが、内容に関しては別に特段異なるところがないという解釈でよろしいでしょうか。

(事務局長 井上隆) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) そのとおりでございます。

(副議長 河杉博之) ほかにございますでしょうか。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) ないようでございますので、質疑を打ち切ります。これより討論に入ります。討論のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) ないようでございますので、討論を打ち切ります。これより議第9号、香芝・王寺環境施設組合個人情報保護に関する法律施行条例を制定することについて、を採決いたします。議第9号については原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(副議長 河杉博之) 異議なしと認めます。よって、議第9号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、日程第4、追加議案の議第10号、香芝・王寺環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例を制定することについて、を議題といたします。理事者より説明を願います。

(事務局長 井上隆) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) ただいま上程になりました議第10号、香芝・王寺環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例を制定することについて、提案理由をご説明申し上げます。議案書の8ページ及び参考資料の新旧対照表をご覧ください。本案は、香芝・王寺環境施設組合個人情報の保護に関する法

律施行条例の制定による香芝・王寺環境施設組合個人情報保護条例の廃止に伴い、行政不服審査法第81条第1項の機関として位置づけられる情報公開・個人情報保護審査会の設置について必要な事項を定める条例を制定するものでございます。また、附則において、香芝・王寺環境施設組合情報公開条例の中の廃止されました個人情報保護条例に係る条文を削る等の改正を行うものでございます。何とぞ慎重ご審議の上、原案可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(副議長 河杉博之) それでは、これより質疑に入ります。質疑のある方はご発言を願います。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) よろしく申し上げます。この議10号についてお聞きいたします。この審査会、今度新たに、また条例でこれ、定められるということなんですが、この審査会の委員さんの選任の方法につきましてご説明いただきたいなと思います。

(事務局長 井上隆) はい。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) 審査会におきまして審議していただくために審査委員を識見者等、監査委員等から選任いたしまして、審議を行っていただくという形になります。

(議員 川田裕) 監査委員から。

(事務局長 井上隆) 監査委員も含めまして識見者の中からです。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) もう一度お聞きしたいんですが、監査委員さんもその委員に入るといことなんですか。

(事務局長 井上隆) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) 必ずということではないんですけども、候補として関係する方をお願いをしようと考えてます。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 監査委員さんは監査委員さんの職務があつて、全く法的に駄目だということではありませんが、いわゆる民主的統制というものを考えた場合、そこにはちょっと、非合理的ではないかなと、このように考えております。本来審査委員は行政法等の識見のある方がなられるというのが当然の行為でありまして、どちらから選出とか、今分かれていますのでね、監査委員に関してもね、そこは公正公平に中立的な方を、中立的じゃないと言ってるわけじゃないんですが、誰が見ても中立であると思えるような選任方法いうのをやっていくというのが当然ではないかと、このように意見をしておきます。

(副議長 河杉博之) ほかにございますでしょうか。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) ないようでございますので、質疑を打ち切ります。これより討論に入ります。討論のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) 討論もないようでございますので、討論を打ち切ります。これより議第10号、香芝・王寺環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例を制定することについて、を採決いたします。議第10号については原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(副議長 河杉博之) 異議なしと認めます。よって、議第10号は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程第5、追加議案の議第11号、職員の定年等に関する条例等の一部を改正することについて、を議題といたします。理事者より説明を願います。

(事務局長 井上隆) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) ただいま上程になりました議第11号、職員の定年等に関する条例等を改正することについて、提案理由をご説明申し上げます。議案書14ページ及び参考資料の新旧対照表をご覧ください。本案は、地方公務員法の改正に伴う定年の段階的な引上げ及び関連制度の整備について必要な条例の改正を行うものでございます。主な改正点としまして、再任用制度を改め、定年前再任用短時間勤務制度とすること、役職定年制を導入すること、地方自治法の改正に伴い、引用する条文を修正すること等でございます。参考資料の見開き、次のページの1条から7条の7つの条例を対象として改正を行うものでございます。何とぞ慎重ご審議の上、原案可決賜りますようお願い申し上げます。

(副議長 河杉博之) それでは、これより質疑に入ります。質疑のある方はご発言をお願いします。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) これも、11号に対しましても同様にいきたいんですが、これも各地方公共団体の議会において提案されてるわけですが、これの内容と同じだという解釈でよろしいですか。

(事務局長 井上隆) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) 議員のおっしゃるとおりでございます。

(議員 川田裕) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 分かりました。これ、定年制っていうことで延長っていうことがなされていっているわけですが、この人事行政の運営等に関しましてこれを採用したと、今職員さん、出向職員を除きまして、今どんな現状の体制になってるんですか。

(事務局長 井上隆) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) 今現在、出向職員を除きまして、組合の職員が現役で2名と再任用の方が1名おられます。以上です。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) じゃあ、その2名の方にこの条例が適用になっていくという解釈でよろしいんですね。

(事務局長 井上隆) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) そのとおりでございます。

(副議長 河杉博之) ほかに質疑はございませんでしょうか。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) ないようでございますので、質疑を打ち切ります。これより討論に入ります。討論はございますでしょうか。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) 討論なしと認めます。討論を打ち切ります。これより議第11号、職員の定年等に関する条例等の一部を改正することについて、を採決いたします。議第11号については原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(副議長 河杉博之) 異議なしと認めます。よって、議第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、日程第6、追加議案の議第12号、一般廃棄物処理施設整備・運営事業（建設工事請負契約）第2回に係る変更契約の締結について、を議題といたします。理事者より説明を願います。

(事務局長 井上隆) はい。

(副議長 河杉博之) 井上局長。

(事務局長 井上隆) ただいま上程になりました議第12号、一般廃棄物処理施設整備・運営事業（建設工事請負契約）に係る変更契約の締結について、提案理由を申し上げます。議案書30ページをご覧ください。本案は、新施設の建設についてクボタ環境サービス・松村組・日本土木建設共同企業体と締結している建設工事請負契約の変更契約について、「香芝・王寺環境施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。本契約については、平成30年10月30日に当初契約の議決をいただき、さらに令和3年2月1日に工事期間変更契約の議決をいただいておりますが、今回物価高騰によるインフレスライドの適用に伴い、契約金額を増額する必要が生じたため、変更契約の締結の議決をお願いするものでございます。仮契約書については31ページ、32ページをご覧ください。何とぞ慎重ご審議の上、原案可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(副議長 河杉博之) これより質疑に入ります。質疑のある方はご発言をお願いします。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、はい、川田議員。

(議員 川田裕) 議第12号についてお聞きをいたします。これは物価高騰等による物資の価格高騰によるものを受けたスライドによる金額の上方修正ということではありますけれど、

これが可決できなければこの工事関係にはどのような影響が出るわけですか。

(事務局長 井上隆) はい。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) 予算につきましては、先の第7日目のほうで補正を認めていただいておりますが、この議決を認めていただかなければ、その支出もできないということで、そういうことになろうかと考えます。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 工事が止まるということですか、そういう解釈でよろしいですか。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) 業者さんのほうの金銭的な負担とか、その辺のほうで不足等が出てまいりますので、ちょっと支障が出るのかなと考えております。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 元の契約書には、本契約書と呼ばせていただきますが、本契約書においてはこの物価価格高騰によるそういう、こういった追加の措置っていいですか、やっていく部分についてはどのような条項が設けられているんですか。

(事務局長 井上隆) はい。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) 当初契約書第25条第6項に「予期せぬ特別の事情により国内に急激なインフレーションが生じ、請負代金額が著しく不相当となったときに請負代金の変更を請求できる」という条文がございます。それに則って今回行うものでございます。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 普通はそうですよね。ただ、1つ気になってるのが、今回、先ほどご報告もありましたが、王寺さんのほうから組合に対して訴状が提起されていると、内容のほうはもう存じているわけですが。この焼却場を建設するっていうことは当然にそのセットもので地域の合意もいただかなければならない訳であって、要望事項に対する、合意に至るまでにそういった折衝があって、その合意に至ってやっていると。ところが、王寺さんは、それは関係ないんだと、香芝に焼却場があるから香芝が支払うものだ、または規約の範囲を超えてるんだということを提起されてるわけですが、それからいきましたら、これ、この契約自体の内容と我々は全部セットものであって予算執行を組合がされているのであって、これ、違うんだって言ったら、これ、整合性が取れないわけです。そこは管理者に改めてもう一度お聞きしますが、地元周辺地域の合意書をまとめられ、覚書または協定書という

形で合意なされてるわけですけども、それはこの契約、契約内容に書いてませんけどもね、この焼却場建設ということに関して、それは当然にセットのものであると、そんな解釈で受け取っておってよろしいですね。

(管理者 福岡憲宏) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 今回も地元と契約というか、協定、覚書を結ぶときはこの管理者名でやっておりますので、あくまで新施設を建設するに当たってセットものでやっております。以上です。

(副議長 河杉博之) ほかにございますでしょうか。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) ないようでございますので、質疑を打ち切ります。これより討論に入ります。討論のある方はご発言を願います。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) ないようでございますので、討論を打ち切ります。これより議第12号、一般廃棄物処理施設整備・運営事業に係る変更契約の締結について、を採決いたします。

議第12号については原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(副議長 河杉博之) 異議なしと認めます。よって、議第12号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7、追加議案の議第13号、令和4年度香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予算(第4号)について、を議題といたします。理事者より説明を願います。

(事務局長 井上隆) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) ただいま上程になりました議第13号、令和4年度香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予算(第4号)について、提案理由をご説明申し上げます。議案書33ページ及び補正予算書1ページをご覧ください。今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ303万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億276万2,000円とするものです。今回補正を行います内容としまして、まず歳入につきまして、補正予算書6ページをご覧ください。款1 分担金及び負担金、項1 分担金、目1 組合市町分担金で3,884万5,000円の減額、款2 使用料及び手数料、項1 手数料、目1 組合手数

料で238万4,000円の減額です。次に、款4 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金で3,156万6,000円、款5 諸収入、項2 雑入、目1 雑入で662万5,000円の増額となっております。続きまして、歳出でございます。8ページをご覧ください。款1 議会費、項1 組合議会費、目1 議会費で15万円の増額、款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費で21万3,000円の増額、款3 施設費、項1 施設費、目1 塵芥処理施設費で340万1,000円の減額をお願いするものでございます。主な補正の理由といたしまして、電気料金の高騰による需用費で2,500万円の電気代の増額、施設の定期修繕費が想定より少額で抑えられたことによりまして、9ページ、工事請負費で2,355万円の減額、また同9ページの12番 委託料で残灰運搬業務委託料、地域計画策定業務委託料の落札金額との差額で464万円の減額等が主な内容となっております。令和4年度補正予算（第4号）の説明につきましては以上でございます。何とぞ慎重審議の上、原案可決賜りますようよろしくお願いいたします。

(副議長 河杉博之) これより質疑に入ります。質疑のある方はご発言をお願いします。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 補正予算、よろしく申し上げます。今日の欠席

届を頂いてるんですが、こちらに、中川議員さんから出てるんですけど、臨時会とは緊急に審議すべき事件が発生したような場合に開かれるものであり、今回の追加付議事件のうち法律改正に伴う第9号から第11号、次年度の当初予算案など組合一般会計予算に係る議第13号及び第14号については客観的に見て緊急性がないと、よってこれらは定例会で付議すべき事件であることと、このように理由を書かれてるわけですけど、その中に13号が入ってるわけですよ。これ、13号ですよ。

(副議長 河杉博之) うん。

(議員 川田裕) 入ってるわけですね。今回この補正っていうのは、各普通地方公共団体の議会っていうのはもう議会が始まってまいりますんで、当然にその議会開催中に組合議会を開くことは非常に困難であるということもあります。そういったこともありまして、年度末処理っていうことで、これ、今回減額補正も今回出てるわけで、特に光熱水費、これも高騰による不足分が出てきてる補正も入ってるわけですね。この措置っていうのは、これ、かなり緊急性がこれ、あるんじゃないですか、組合の見解を聞かせていただきたいと思えます。

(事務局長 井上隆) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) おっしゃいますとおり、その不足分等が発

生しておりますので、今回補正を上げさせていただく緊急性というのをもって今回上げさせていただいてるものでございます。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) もう一点お聞きしたいんですけど、いつもこの一部の、自身、どのようなものを読まれてこういったことを言っておられるのか我々は分からないんですけども、その緊急性があるとかないとか、それを決めるっていうのはこの議会じゃないですか。議会で緊急性があるというふうに判断されたものは緊急性があるとなっとるわけですよ、これ、過去の条文を見ても全部書いてあるわけですよ。それをこういうことを言ってきて、これ、何をおっしゃりたいのか分からないんですけども、今回もあるんだったら議会に出てきて言えばいいわけで、議会も出てきていらっしゃらないわけでありまして、ということは、これは何なんですかね。これ、前々から聞こうと思って、これ、組合に聞くのはどうか分からないですけど、前々から聞こうと思ってたんですけど、全部議会の審議を放棄されてるわけですよ。最高裁の判例でもありますけども、議会に出席して、そうやって住民の意見を、それを言ったりとか、それとかこの議案の審査、こういったのをやったり、まして表決権っていうのは、これ、一番重たいものなんですよ。これは地方自治の本旨に基づいた本

質的な議員の責務であるということで最高裁でも述べられてるわけですよ、その行為すら全て放棄されていると。理由としては緊急性がないんだと、このようなことを言ってる。全く意味が分からないんで、一応これ、議事録に残したいんで今言ってるんですが、そのことは組合さんの見解はどうなんでしょうか、我々議会はいつも話してますのでそういった見解なんですけどね。これ、組合さんの見解とそこは不一致がありますか、ないですか、それは管理者にお願いしたいと思います。

(管理者 福岡憲宏) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 当然ですけど、議会軽視と思われてるような行動ではないかなというふうには感じます、王寺町側の方々が今回欠席されてるというのに関しまして。ただ、欠席されてるということは、ここ、今出席されてる議員に委ねてるのかなという判断も取れるのかなというふうに私は考えます。以上です。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) それともう一点、これもいつも、前もこの議会で議決事項としてもあったと思うんですが、副管理者の平井さんが本日も欠席なされてると、理由はいつも前回と同じような理由なんですけど、これ、香芝市内の地元対策費に対する

香芝・王寺環境施設組合分担金の請求に関する債務不存在の確認の訴訟の提起を行ったこととありますね。理由が書いてあるわけですよ。理由が書いてあって、それ、地方自治法の117条の中でも自身に関する事だったら除斥と、これ、理事者の方でも同じですよ、規定はされてないけど除斥しないと、自分に関する事は審議に参加できないっていうのは、これ、当然原則ですから。これに、自分が提起してるんだっていうんだったら、その問題に関してのときだけ除斥されはったらよろしいだけの話であって、一切合財、これ、ずっと出てきてないですよ。行政関係の方にも、国も含めてですけど、こういったこともお尋ねをさせていただいたんですけど、あり得ない問題だということなんですよ。その点は、これも職務を放棄なされてると解釈してるわけですが、その解釈でよろしいですか。

(副議長 河杉博之) はい、福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 申し訳ないですけども、私は副管理者とその話をできておりませんので、そこまでの解釈は私自身の口から述べることはできないのかなと思いますが、ただ出席されてないということは先ほどと同じでこちらにおられる方々に対して委任をされてるといふふうにとられるのかなというふうには思います。以上です。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) そしたら、この補正予算を上げる手続上において、これ、副管理者の決裁もあるわけですか、ないんですか、それは分からないんですけど、それはどうなんですか。

(事務局長 井上隆) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) 議案書全てにつきまして決裁を行っております。ただ、副管理者のほうは、この補正予算と次の今年度予算については否という回答をされております。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 白か黒かとどちらか意思決定になるわけですが、最終的にはこれ、管理者が決裁、意思決定者は管理者でありますので、なされて今回のこの議会に提案がされてると、この解釈でよろしいですね。

(管理者 福岡憲宏) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 議員おっしゃるとおりでございます。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) そして、念を押して言っとかなければならないのが、そもそも元々この特別公共団体の議会において、我々は王寺町選出の議員だとか香芝市選出の議員だとか、香芝市選出の議員に関してはそのような概念はないんですよ。

出席したら、国会議員でもそうじゃないですか、私は大阪から出たんだ、私は奈良から出たんだって言っても、国会に行けば全てこれ、国会議員なんですよ。その議員なんですよ。そこに垣根はないわけです。全体的な、国会、国の場合だったら国全体の画一的なものが必要なので法律の施行というものがあるわけであって、この特別公共団体におけるこの条例とか、法律で特別な定めがあるものも、もちろんありますけれども、行政区画の範囲内においてその権限を防止していくと、こういうことじゃないですか。だから、議員っていうのはその概念が、元々そういう概念がありませんでして、地域性を言うとか、それはその議員さんの勝手ではありますけれども、そもそも議会に出てきてそれを意思決定、最終的に議決機関として表決を行ってるということに関しては、これ、ないんだということなんです。ここで確認したいのが、組合の管理者さんたちの内部でどのような、いわゆる争いっていいですか、意思が不一致してるところ、それはどのようなことがあるっていうのは、これ、議会に関係ないことでありまして、議会は出された議案に対して審議を行い、最終的に質疑等を通して最終的な表決の意思決定をやっていかなければならない、このようなプロセスがあるわけですね。だから、それをごっちゃくたにして我々は認めてないのに、じゃなくて議案が提出されてるわけだから、これに対してその表決を行うということがこの議会においてのこの責務であると、こ

のように考えておるわけですが、その解釈は組合管理者としては、そこは同一だと思うんですけど、その点についてお聞きします。

(管理者 福岡憲宏) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 今私は香芝・王寺というふうな立場でお話をさせていただいております、特に、例えば取材等で応じる場合に関しましても、香芝だけ、王寺だけというのではなくて両方に対して負担を求めると、そのような表現を使っております。だから、今議員おっしゃるとおり同じ考え方だと思います。以上です。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 何度もこれも過去言ってきましたが、一般廃棄物のごみですけども、この処分に関する事務は各構成団体からはもう中止されてこの組合に全て委任してるわけですよ。だから、その時点で各構成団体からのその事務とかは一切消滅してるわけです。これは自治法にも書いてますよね。だから、そういった概念から、公共団体の法人っちゅうのは、これ、あくまでも香芝市の行政区域と王寺町の行政区域を併せたもの、それが1つがこの香芝・王寺環境施設組合の組合の法人の範囲であるということでもありますので、その中における事務執行に対して合理的な審議を行い、提案を行

い、それに関して決定されたことに対しては、各分担金によって構成団体に請求されると、このような構図でありますので、今確認しましたところ、そういった今の言ってる解釈と管理者と全く同じでありましたので、それをもって質疑を終わります。

(副議長 河杉博之) ほかに質疑はございますでしょうか。はい、中谷議員。

(議員 中谷一輝) すいません。これ、数字上の確認なんですけど、8ページの一般管理費の職員手当のところなんですけれども、地域手当が1万6,000円、これを足したら32万円、こちらの節のほうに書かれてる金額が38万円、これはどうなっているのか教えてください。

(副議長 河杉博之) 暫時休憩します。

(休憩)

(副議長 河杉博之) 休憩を解いて再開いたします。

(事務局長 井上隆) はい。

(副議長 河杉博之) 井上局長。

(事務局長 井上隆) 申し訳ございません。説明のほうの表記のほうが間違っておりまして、時間外勤務手当につきましては29万3,000円が正しい数字でございます。申し訳ございません。後で差し替えさせていただきます。おわび申し上げ

げます。

(議員 川田裕) その前に訂正しないと駄目。休憩を取って。

(副議長 河杉博之) 暫時休憩します。

(休憩)

(副議長 河杉博之) それでは、休憩を解いて再開をいたします。ほかに質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) 質疑がないようでございますので、これより討論に入ります。討論はございますでしょうか。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) 討論なしと認めまして、討論を終結いたします。これより議第13号、令和4年度香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予算(第4号)について、を採決いたします。議第13号については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(副議長 河杉博之) 異議なしと認めます。よって、議第13号は原案のとおり可決することとなりました。

続きまして、日程第8、追加議案の議第14号、令和5年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算について、を議題といたします。理事者より説明を願います。

(事務局長 井上隆) はい、議長。

(副議長 河杉博之) 井上局長。

(事務局長 井上隆) ただいま上程になりました議第14号、令和5年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算について、提案理由をご説明申し上げます。議案書の34ページ及び令和5年度予算書の1ページをご覧ください。今回の予算は、歳入歳出それぞれ79億1,069万8,000円の予算編成で、予算書7ページ、前年度当初予算に比べまして35億2,370万6,000円の増額となっております。次に、地方債につきまして、4ページの第2表をご覧ください。限度額は42億7,990万円で、新施設建設費及び新施設建設中の設計施工検査確認のための管理委託費用に充てるための起債でございます。それでは、歳入歳出の事項別明細書の歳入からご説明します。初めに、歳入について8ページをお願いいたします。款1 分担金及び負担金、項1 分担金、目1 組合市町分担金では予算額6億9,129万2,000円で、前年度より7,751万7,000円の増額でございます。

す。款2 使用料及び手数料、項1 手数料、目1 組合手数料では予算額1億2,335万4,000円で、前年度より208万2,000円の減額となっております。次に、款3 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 国庫補助金では予算額27億6,815万9,000円となっております。次に、9ページ、款4 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金では予算額500万円で、前年度より300万円の増額でございます。款5 諸収入、項2 雑入、目1 雑入では予算額4,299万3,000円で、前年度より、258万4,000円の減となっております。次に、款6 組合債、項1 組合債、目1 施設費では予算額42億7,990万円となっております。続きまして、歳出について説明いたします。まず、10ページをご覧ください。款1 議会費、項1 組合議会費、目1 議会費では予算額を143万円で、前年度と同額となっております。次に、10ページから12ページ、款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費では予算額7,008万7,000円で、前年度より734万6,000円の増額となっております。次に、13ページ、項2 監査委員費、目1 監査委員費では予算額30万円で、前年度と同額となっております。次に、13ページから14ページにかけて、款3 施設費、項1 施設費、目1 塵芥処理施設費では予算額77億7,589万6,000円で、前年度より34億9,577万9,000円の増額となっております。主な要因は、14

ページ、節14 工事請負費の一般廃棄物処理施設整備工事費が34億8,831万円の増額のためでございます。増額して、71億3,889万円を計上してございます。次に、15ページ、款4 公債費、項1 公債費では予算額6,098万5,000円、前年度より2,058万1,000円の増となっております。令和5年度予算については以上でございます。何とぞ慎重審議の上、原案可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(副議長 河杉博之) それでは、これより質疑に入ります。質疑のある方はご発言を願います。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) では、予算審議、よろしく申し上げます。まず、歳出からお聞きしていきます。10ページ、款2 総務費、項1 総務管理費からお聞きをいたします。この中で、給料、一般職給料7人分とありますが、これのどういう職員さんがいらっしゃるのかご説明をお願いします。

(事務局長 井上隆) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) 先ほども説明いたしましたが、組合に所属されてる職員さんが3名、香芝市から出向している職員が2名、王寺町から出向している職員が2名の、合わせて7名でございます。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) これは、これ全て、じゃあだから組合の職員さんということですね。そういうことですね。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) そのとおりでございます。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) これの支出分、これ、以前もちょっと聞いたんですが、王寺さんからこれ、2名も今いらしてるということで、香芝市から出向されてる職員、どちらも組合の職員さんなんですけど、王寺町さんから出向されてる、これ、給与が違うんだということを聞いたことがあるんですよ。これは、本来同一労働をなされていて同一の賃金でやると、これ、当然のことなんですけど、これ、どうしてそんなことができるんですか。非常にそれ、聞いたときにね、疑義が噴出してのわけですけども、それは事実なんですか。給与が違うということは、これ、事実なのかどうか、その確認をまず取らせていただきたいと思います。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) 議員おっしゃいますとおり、香芝市出向の職員と王寺町出向の職員については、給与表の適用が香芝市職員については香芝市の給与表、王寺町の職員は王寺町の給

与表を使っておりますため、金額に差が出ております。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) では、別の給与表を使ってるわけですね。組合にも組合の給与表が条例でたしかありましたね。それは組合の条例でない給与表を現在使っていると、このような解釈になるわけですけれども、それで間違いはないですか。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) そのとおりでございます。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) それは違法じゃないんですか。地方公務員法からいきましたら、第25条「職員の給与は、前条第五項の規定による給与に関する条例に基づいて支給されなければならない。また、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならない。」ってなってるんですよ。だから、その条例がないわけでしょ。ないのに支給してるって、これ、違法にならないですか。多分違法やと思いますよ。給与支給の原則っていうのがこれ、当然ありまして、重複支給の禁止の原則、これは当然なんですね、二つの仕事を兼職でやっておられてもそれは単一の給与でやられるということ、これは当たり前のことなんですが、条例主義っていうことで、条例で定めなければならないわけでしょ。特定の法律で

それに定めがあるものは除きますが、基本的にはそういうことですよ。ということは、これ、遡って、違法の給与支出を行ってるということになるんじゃないですか。それは何か条例の根拠となる規定は何か置かれてるんですか、何をもってそういった措置を行われてるんですか、お答えいただけますか。

(副議長 河杉博之) 暫時休憩します。

(休憩)

(副議長 河杉博之) 休憩を閉じて再開いたします。

(事務局長 井上隆) はい。

(副議長 河杉博之) 井上局長。

(事務局長 井上隆) 今所持していないんですけども、過去に香芝市と組合、王寺町と組合で協議書を交わしておりまして、それで出向職員についてはそれぞれの給与表を使用するという協議書に基づいて行っておりまして、条例はございません。

(議員 川田裕) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) じゃあ、今すぐは出てこないと思うんで、それはまた後ほどその書面を提出いただけますか。よろしいですか。どちらにしてもこれ、重大な問題と僕は思ってるんです

けどね。地方自治法上でも、これ、公務員法も書いてますけど、地方自治法上でも書いてますよね、たしか。204条の第2項に書いてますよね、「普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第203条の2第1項の者及び前条第1項の者に支給することができない。」と、こうなってるんですよ。法律ではできない、条例によらなければ、そういうことですよ。これは簡単な解釈になるんですが、それと組合に関しては、これ、地方自治法292条に普通地方公共団体に関する規定の準用っていうのがありまして、「市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。」と、こうなってるわけですよ。だけど、これからいったって、給与に関する規定っていうのはこの204条の2になるわけじゃないですか、自治法からいったら。公務員法にはそのような規定が、一部事務組合は書いてませんので、あれ、公務員の規定に関することだけだから。どちらにも書いてるわけですよ。それを支給してるっていうことがまず一点ともう一点はその給料格差、なぜ同じ、王寺の職員さんも同じ仕事をなされていると、同じ事務ですからね、されてるのになぜその給料格差が王寺の職員さんだけ低いんだということ。これは問題じゃないですか。単一で条例で定めて、組合の例えば何号給だったらこの給料って、

級でやってるわけでしょ。号給でやってるわけですよ。それで支給しないと違法じゃないですか。そうじゃないですか。それを、これ、今回のこの予算が上がってきてますけども、これ、そこを是正しなかったらこの給料を払えないじゃないですか、職員さんに。そうでしょ。だから、今言った2点、条例がないことと、それとその給料格差なんかがあったらおかしいわけですが、権衡を考慮しなければならないわけですから。そこは、こんなもん、一日で是正できる問題だと思いますけど、ただ問題は過去に払ってた給与、これ、違法に対する支出ね。これ、監査請求されたら間違いなくアウトじゃないですか、この点についてどのようにお考えですか。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) その点についても精査いたしまして、すぐに回答をつくりまして報告させていただきたいと思います。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 今すぐ結論が出ると、それはまあ、直ちにやっていただかなければならない問題ではありますが、給与格差があるっていうのは、これは今の時代において同一の仕事をやっておられてやるというのは駄目ですよ、それは。管理者、ここ、端的にお聞きしていきますけども、今その焼却場も建ててるんだ、ごみのそういう形の事務っていうのはいろんなことがありますよね、多くの苦情もあればその対応もあ

るし、焼却場も今老朽化して、それに対してのこの補修に対する事務とか、いろいろなものが今あるのは分かってるんですけど、どこにこれ、給与を合わすんですか、そこを明確に、今回この予算委員会、それ、明確にしないと来年度入れないからお聞きしてるわけですけども。香芝でそれだけもらっていると、香芝の職員が出向するためにじゃあ給料が下がるんだっていうことがあったら、これはまたそれも均衡が取れてないということだから、だから均衡を取ろうと思ったら香芝市を、基準を決めて香芝市に合わすという形にこれ、やっていかなければいけないと、これが通常の合理的な判断だと思うわけですけども、それはいかがですか。

(副議長 河杉博之) 暫時休憩します。

(休憩)

(副議長 河杉博之) 休憩を解いて再開いたします。

(議員 川田裕) はい、議長。

(副議長 河杉博之) 川田議員。

(議員 川田裕) じゃあ、もう一回だけ確認をさせていただきたいと思います。今条例がないのに給与を支給してたと、しかし組合のは、給与表はあるんだと、だけど出向されている、例えば王寺職員さん2名、香芝職員さん2名出向されてると、これに対する給料っていうのは各、香芝市だったら香芝

市の給与表に基づいて支給されてると、王寺町さんは王寺町さんの給与表で支給されてると。しかし組合では条例に基づいた支給をしていないので、ということになりますからね、その解釈でよろしいですか。

(事務局長 井上隆) はい。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) 議員のおっしゃるとおりでございます。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) だから、ということは、これはもうその問題が発覚したんでそれはもう問題として取り扱っていくしかないと思うんですが。問題点は条例を無しに給料を支払っていた、条例っていうか、適用する条例がないのに給料を支払っていたという問題が一点と、それともう一点はこの条例をきれいに改正して、先ほどから言ってる特別公共団体なんでね、ここの事務なんで、それを王寺町の職員さんから出向してきたからという理由をもってその方たちだけが給与が適用が違って安い給料の給与表でやっておられると、期末手当とかを入れたらこれ、かなりの金額になると思うんですよ。これ、明らかに瑕疵ですから。でないこれ、次長、返還請求をかけはったらどうですか。それ、瑕疵で来てるわけですから、その分の補償を、どないしてあげるかっていう問題も出てきますよね。だから、そこはきっちりやらないといけない

と思いますよ、その問題。条例を速やかに、直ちにこれを改正をしていかなければならないという問題でありますけど、その条例改正の分について、その前段の二点については調査もする必要があるのでありますからあれですけども、三点目に関しては、速やかに条例を改正するという点に関しては、これは管理者に今見解を示していただきたいと思います。

(管理者 福岡憲宏) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 瑕疵のある分に関しましては当然修正していきます。以上です。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 分かりました。じゃあ、これは、その内容はまたあと報告をいただきながらやっていきたい。議会も開催、開催は今してるわけですけども、緊急的な問題なので日程調整の上、これは速やかに議会もまた開いて、開いてっていうか、会議をしていかなければいけないということですよ。そこはお願いを申し上げておきます。それと、下水道新設工事負担金っていうのがこれ、入ってるわけですけども、これの今後の予定っていうのを、概要でよろしいので、ご説明いただけますか。14ページです。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) 5年度予算で5万4,000円上げさせて

いただいております。これについては、今現在香芝市の下水道のほうでお願いいたしております分の令和4年度は設計をしていただいております。協定に基づきまして年度ごとに返還している分のまずは利子分が入っております。今後令和5年度に工事のほうを進めていただきまして、その分が今後出てくる状態でございます。

(議員 川田裕) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) ということは、この下水道、最終的に工事をやっていくわけですけど、これ、去年ですかね、知事さんに許可を得るための申請もやっておられましたですね。これ、この工事費に関しまして総額で幾らかかる見通しなんですか。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) まだ詳細設計中ではございますが、工事等で大体1億円前後を考えております。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) ということは、その1億強の工事に係る金額ってということは、これは全て組合の事業でやっていかれると、こういう解釈でよろしいんですね。

(事務局長 井上隆) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) そのとおりでございます。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) よろしくお願ひします。それと、分かりました。もう大体聞きたいことは聞きましたんで、質疑を終わります。

(副議長 河杉博之) ほかにございますでしょうか。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) ほかにないようでございますので、質疑を打ち切ります。これより討論に入ります。討論のある方はご発言……。

(議員 川田裕) もう議案はないの。

(副議長 河杉博之) ない。

(議員 川田裕) これ、最後ですか。

(副議長 河杉博之) ない。

(議員 川田裕) 1点だけ聞くのを忘れたんで、ちょっといいですか。

(副議長 河杉博之) もとい……。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) 改めて質疑をお受けいたします。

(議員 川田裕) ごめん。はい、議長。

(副議長 河杉博之) 川田議員。

(議員 川田裕) ごめんなさい、一点忘れてました。もう一つ聞きたいのが、地方自治法上でもありますけども、286条の2、ここに一部事務組合から脱退できることができるっていうことでこの条項があるわけですけども、これ、「脱退する日の二年前までに他の全ての構成団体に書面で予告をすることにより」って、こう書いてるわけですよ。これの手續方法としては、もう脱退しますよということをこの、様式は書いてないんで様式はそれぞれつくれると思うんですが、それを通知するだけでよろしいんですかね。

(副議長 河杉博之) 暫時休憩します。

(休憩)

(副議長 河杉博之) 休憩を解いて再開いたします。

(事務局長 井上隆) はい。

(副議長 河杉博之) 井上局長。

(事務局長 井上隆) すみません。その趣旨、趣旨というか、その意思について、その年月日であったりとか、その辺を示して書面で通知するというのがそういう形になるのかなと考えます。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) もう一点確認なんですけど、通知はこれ、様式

は書いていませんので様式はどうでもいいと思うんですけど、その趣旨が明確に伝わる書き方で規定すればいいんだから、このように考えてます。もう一つが、288条に解散っていうのがありまして、一部事務組合を解散しようとするときは、構成団体の協議により、284条の第2項の例により総務大臣または都道府県に届出をしなければならないと、こうあるわけです。しかし、香芝・王寺環境施設組合のこのものについては2団体で行ってますので、1団体が脱退をした場合、自動的にこの組合は解散になってしまうわけですね、1団体では組合は構成できませんから。だから、になってしまう、その解釈でよろしいですね。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) そういう解釈になろうかと思います。以上です。

(議員 川田裕) 以上です。

(副議長 河杉博之) ほかに。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) ないようでございますので、質疑を打ち切りいたします。討論に入ります。討論のある方はご発言を願います。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) 討論なしと認めます。討論を打切りいたします。これより議第14号、令和5年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算について、を採決いたします。議第14号については原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(副議長 河杉博之) 異議なしと認めます。よって、議第14号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。暫時休憩します。

(休憩)

(副議長 河杉博之) 休憩を解いて再開いたします。これをもって本日の日程は全て終了いたしました。皆様方のご協力によりまして議事が滞りなく進行できたことを心から感謝、お礼を申し上げます。ありがとうございました。それでは、管理者、挨拶を願います。

(管理者 福岡憲宏) はい、議長。

(副議長 河杉博之) 福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 本日は、議員の皆様方には何かとお忙しい中、臨時会にご出席賜り、誠にありがとうございました。また、補正の訂正などに関しまして、本当に申し訳ございませんでした。ご審議の中でいただきました貴重なる皆様方のご意見を真摯に受け止め、今後も組合運営を着実に進めてまいり所存でございます。どうか議員の皆様方におかれましては、お体にお気をつけられて、これからますますのご活躍をされますことをお祈り申し上げまして、閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(副議長 河杉博之) これをもって本日の第3回臨時会を散会いたします。

大変にご苦労さまでございました。

閉会 午前11時40分

以上、会議の顛末を記載し、その事実相違ないことを証し署名する。

令和5年2月22日

香芝・王寺環境施設組合議会

副議長

署名議員

署名議員